

(2019年10月1日現在)

1. 商品名	後見支援預金
2. ご利用いただける方	個人のお客さまのうち、後見人が選定されている成年被後見人または未成年被後見人で、家庭裁判所から「指示書」の交付を受けた方
3. お預入れ期間	期間の定めはございません。
4. お預入れ	
(1)お預入れ方法	家庭裁判所の「指示書」によりお預入れいただけます。
(2)お預入れ金額	1円以上
(3)お預入れ単位	1円単位
5. 払戻し	家庭裁判所の「指示書」によりお引出しいただけます。 ①出 金…一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に「指示書」が交付されます。出金は、郵送でのお取扱いが可能です。但し、現金での払戻しはできません（日常的に必要な資金を後見人が別途管理する口座への振替えとなります）。 ②定期送金…日常的に必要な資金を本預金口座から後見人が別途管理する口座へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に「指示書」が交付されますので、定額自動送金サービスをご利用いただけます。
6. 利息	
(1)適用金利	毎日店頭に表示する普通預金の利率を適用いたします。（変動金利）
(2)利払頻度	年2回（毎年2月と8月の第2日曜日の翌営業日にこの預金に組み入れます。）
(3)計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
7. 税金	20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※復興特別所得税の追加課税により、2037年12月31日まで、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。
8. 付加できる特約事項	・「指示書」の指示内容によるお取扱いのみとなります。 ・マル優のお取扱いはできません。
9. 手数料	・口座開設手数料 11,000円（税込） ・口座管理手数料 月額330円（税込）（2年目以降） ・定期送金 定額自動送金サービスにかかる手数料は無料です（当行本支店間に限ります）。
10. 解約	次のいずれかに該当した場合、本口座の契約は終了しますので、本口座をご解約いただけます。（郵送でのお取扱いが可能です） （1）家庭裁判所交付の「指示書」に基づき解約する申し出があった場合 （2）預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成年に達した場合、預金者につき後見開始取消審判が確定した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき （3）この預金口座の残高が1回の定期定額送金の金額に満たなくなったとき （4）普通預金規定に定める預金の解約を行うとき （5）法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合
11. 金利情報の入手方法	店頭またはホームページでご確認いただけます。
12. 参考事項	・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されていることを証明する書類が必要です。補助人、保佐人、任意後見人ではお取扱いできません。 ・口座開設店舗の窓口のみでお取扱いいたします。 ・キャッシュカードやATMはご利用いただけません。 ・インターネットバンキングはご利用いただけません。 ・給与、年金、配当金等の自動口座受け取り、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。 ・「総合口座」のお取扱いはできません。「普通預金」のみのお取扱いとなります。 ・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

(株) 山梨中央銀行